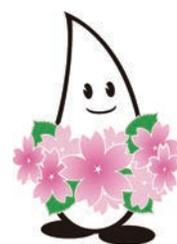




伊那市屋外広告物条例のしおり



令和4年6月 長野県伊那市

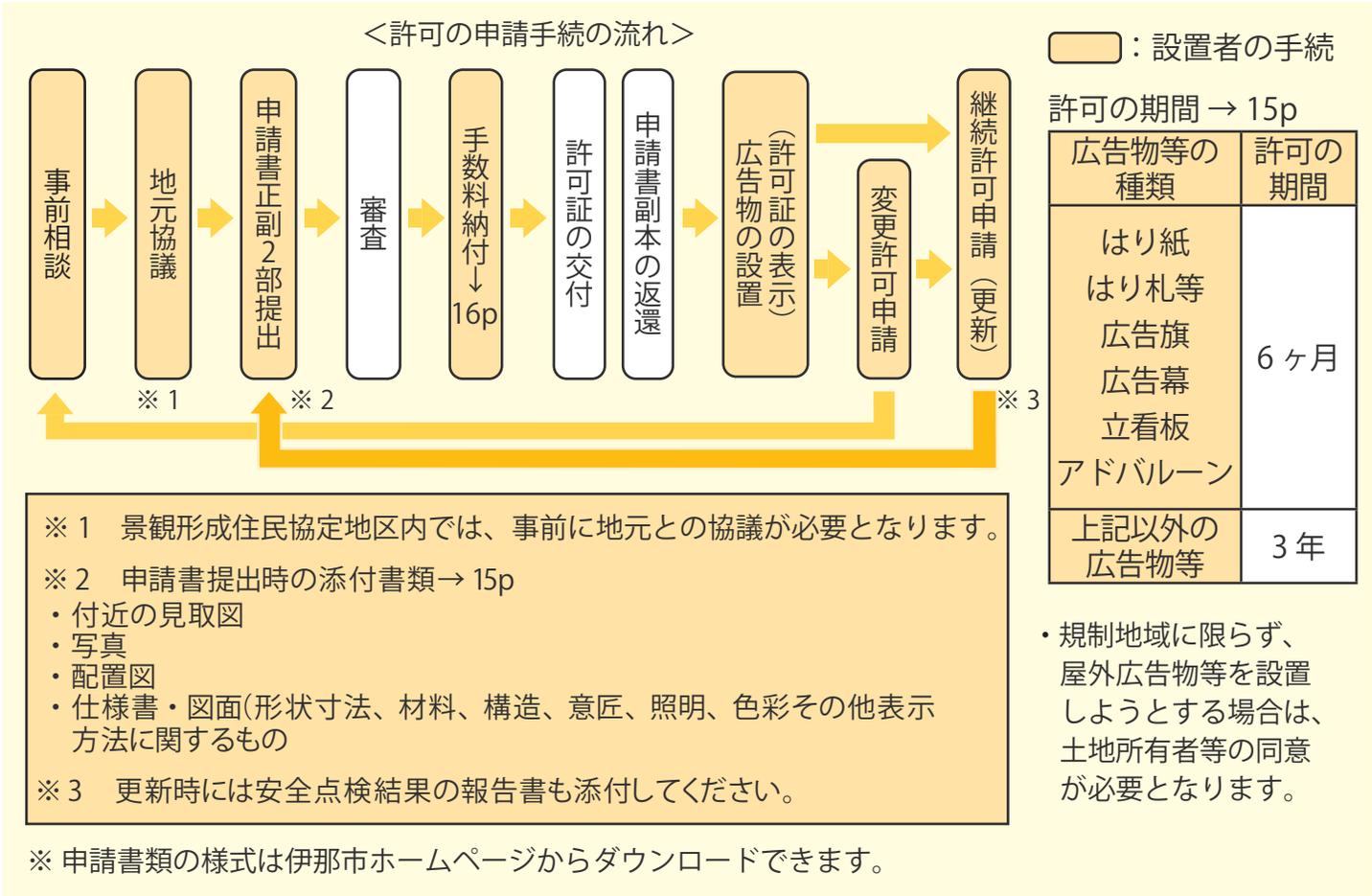


伊那市屋外広告物条例の概要

伊那市内で屋外広告物を表示・設置する場合、伊那市屋外広告物条例に基づく手続きが必要です。条例の施行前から表示・設置されていたものも、塗替・修繕等の改造を行う際には手続きが必要です。

お問い合わせ窓口

伊那市 建設部 都市整備課 〒 396-8617 長野県伊那市下新田 3050 番地
 電話：0265-78-4111（内線：2521） FAX：0265-78-8100 E-mail：tos@inacity.jp



伊那市内における屋外広告物の表示・設置には、次のようなルールがあります。

規制内容

規制地域の区分 5p・6p		第1種 規制地域	第2種 規制地域	第3種 規制地域	第4種 規制地域	第1種～第4種 以外の規制地域
屋外 広告物 等 ↓ 1p・ 2p	禁止物件 → 2p	× (表示・設置不可)				
	禁止物件の適用除外となる物件 → 3p	○ (表示・設置可能であり許可申請の手続不要)				
	禁止広告物 → 3p	× (表示・設置不可)				
	禁止広告物以外の広告物 → 7p～14p	△ (許可申請の手続必要) 規制地域ごとに定める許可基準に適合している 必要があります。				○ (許可申請の手続不要)
	許可申請の適用除外となる広告物 → 3p	○ (許可申請の手続不要)				

許可申請の手続を行う際は、該当する規制地域の許可基準を確認してください。
 なお、許可申請の手続が不要でも景観法及び景観条例による届出が必要な場合がありますので、確認してください。

目 次

1. 屋外広告物規制の目的	1
2. 屋外広告物とは（屋外広告物法第 2 条）	1
3. 屋外広告物規制の表示・設置ルール	2
4. 禁止物件（屋外広告物を表示・設置してはいけない物件）（条例第 5 条）	2
5. 禁止広告物（表示・設置してはいけない屋外広告物）（条例第 6 条）	3
6. 適用除外	
(1) 禁止物件・許可申請の適用除外（条例第 5 条 3 項、条例第 10 条 1 項第 1 号）	3
(2) 許可申請の通用除外の基準（条例第 10 条第 1 項第 2 号～第 6 号）	3
7. 案内看板と広告看板の定義づけ（規則別表第 4）	4
8. 伊那市 屋外広告物条例規制地域図	5
9. 許可基準	
(1) 第 1 種規制地域 （条例第 8 条第 1 項第 1 号、規則別表第 1、別表第 4-1、別表第 5）	7
(2) 第 2 種規制地域 （条例第 8 条第 1 項第 2 号、規則別表第 2、別表第 4-2、別表第 5）	9
(3) 第 3 種規制地域 （条例第 8 条第 1 項第 3 号、規則別表第 3、別表第 4-3、別表第 5）	11
(4) 第 4 種規制地域 （条例第 8 条第 1 項第 4 号、別表第 4-4、別表第 5）	13
10. 手続内容（条例第 9 条、第 12 条、第 14 条～第 17 条ほか）	15
11. 安全管理義務（条例第 7 条）	17
12. 除却義務（条例第 20 条）	18
13. 監督（条例第 21 条～第 27 条）	18
14. 罰則（条例第 29 条～第 32 条）	18
15. 屋外広告物のあり方（ガイドライン）	19

1. 屋外広告物規制の目的

屋外広告物は、住民のみなさんや伊那を訪れる方たちに様々な情報を発信するほか、まちを活気付ける重要な役割を果たしています。しかし、無秩序に設置されると、まちの景観と調和しない可能性や、適正な維持管理を欠いた場合には、老朽化等による落下等の危険性もあります。

伊那市では、良好な景観の保全や適正な維持管理の推進のため、令和4年6月1日から市独自の条例として、伊那市屋外広告物条例を施行しました。

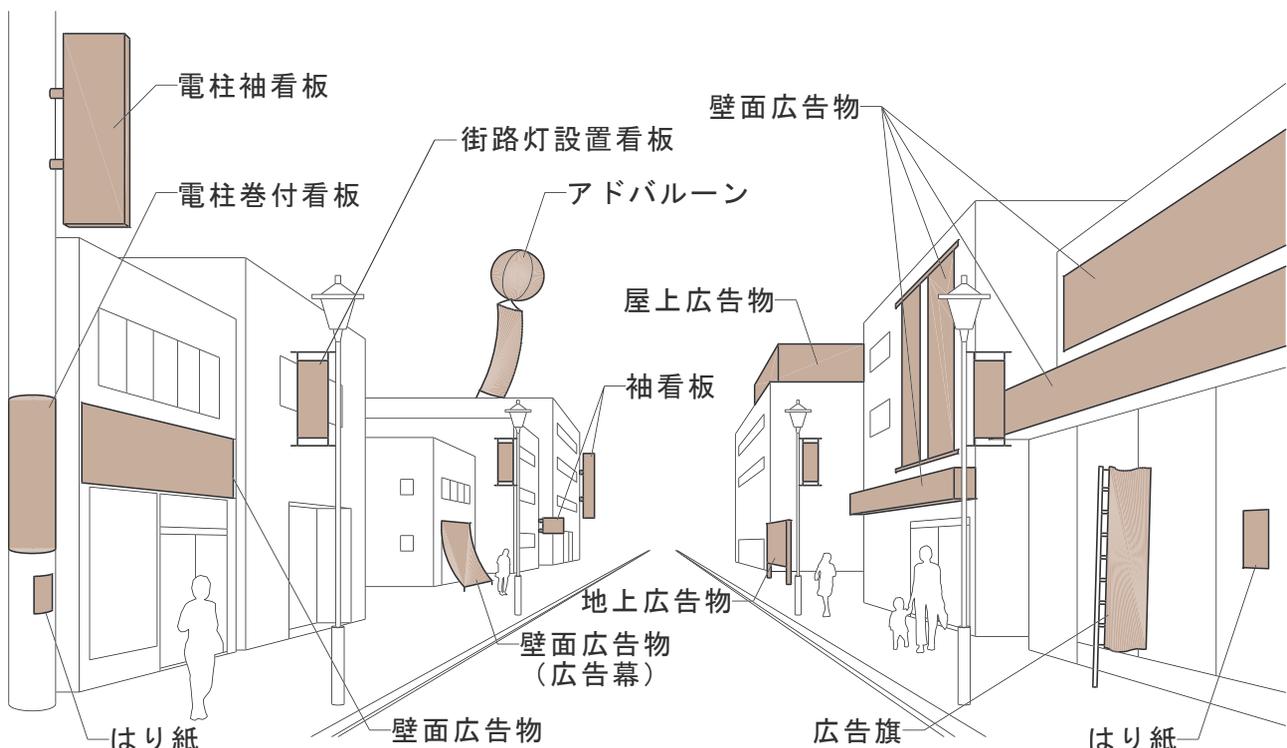
この条例は、屋外広告物法の規定に基づき、今までの長野県の屋外広告物条例に代わって、屋外広告物等の規制基準や申請手続などを定め、次世代に誇れる「伊那市らしいふるさとの景観形成と安全な掲出に向けられた規制・誘導を図る」ことを目的としています。

2. 屋外広告物とは（屋外広告物法第2条）

一般的に次の4つの要件をすべて満たすものを屋外広告物と定義しています。

- (1) 常設又は一定の期間継続して表示されるもの
- (2) 屋外で表示されるもの
- (3) 公衆に対して表示されるもの
- (4) 看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物などに表示・設置されたものやこれらに類するもの

屋外広告物の例



※ ガラス面の内側に貼られたはり紙は屋外広告物には該当しない

3. 屋外広告物規制の表示・設置ルール



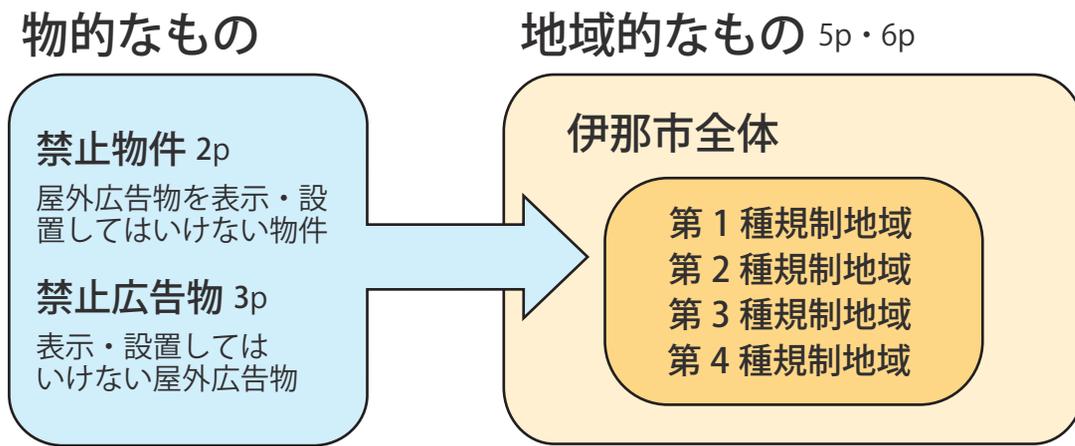
屋外広告物の表示・設置に関するルールを大きく2つに分けて定め、市内全域を対象としています。

(1) 物的なものとして

- ・ 禁止物件：屋外広告物を表示・設置してはいけない物件
- ・ 禁止広告物：表示・設置してはいけない屋外広告物

(2) 地域的なものとして

- ・ 規制地域：屋外広告物を表示・設置が禁止されていたり、許可が必要な地域

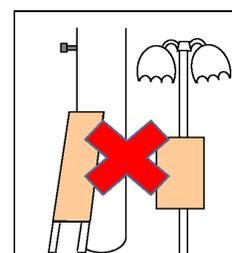
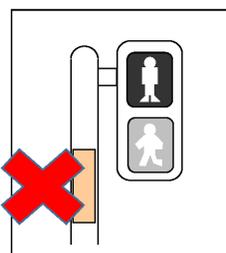
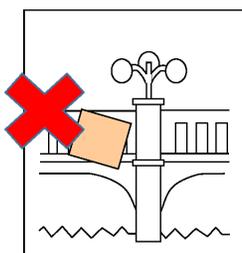


4. 禁止物件（屋外広告物を表示・設置してはいけない物件）（条例第5条）



次に掲げる物件（公共的な性格の工作物等）に表示・設置することは禁止されています。

- (1) 橋
- (2) 街路樹、路傍樹並びに道路上の柵及び駒止
- (3) 銅像及び記念碑
- (4) 火災報知器、消火栓及び消防の用に供する望楼、警鐘台その他の施設
- (5) 公衆電話ボックス
- (6) 信号機、道路標識及び道路交通情報の管理施設
- (7) 電柱及び街路灯柱（規則に定める基準を満たすものは除く）
- (8) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (9) その他規則で定めるもの



5. 禁止広告物（表示・設置してはいけない屋外広告物）（条例第6条）



次に掲げる屋外広告物等は、表示・設置することが禁止されています。

- (1) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (2) 破損し、汚染し、退色し、又は塗料等のはく離しているもの
- (3) 信号機、道路標識等の効用を妨げるなど、道路交通の安全を阻害する恐れのあるもの
- (4) 地色に**彩度15**以上の色を使用しているもの（保安上使用する場合を除く）→ 20p
- (5) 蛍光塗料又は夜光塗料を使用しているもの（保安上使用する場合を除く）
- (6) 裏面が塗料されていないもの
- (7) その他規則で定めるもの

6. 適用除外



(1) 禁止物件・許可申請の適用除外（条例第5条3項、条例第10条1項第1号）

次に掲げる屋外広告物等は、禁止物件及び許可申請の適用除外となります。

- ① 法令の規定により表示し、又は設置することが義務付けられたもの
- ② 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- ③ 祭典、年中行事、冠婚葬祭、その他慣例上、一時的に表示・設置するもの
- ④ 国又は地方公共団体が、公益上の必要に基づき表示・設置するもの
- ⑤ 所有者又は管理者が、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示・設置するもの（表紙面積1㎡以下かつ高さ2m以下のものに限り）
- ⑥ 公益上必要があると市長が認めるもの

(2) 許可申請の適用除外の基準（条例第10条第1項第2号～第6号）

次に掲げる屋外広告物等は、許可申請の適用除外となります。

- ① 一時的又は仮設的なもので、表示期間及び広告物等の設置者等の住所氏名を25cm²の大きさの範囲内に明示し、表示期間30日を超えないもの
- ② 営利を目的としない広告物等で、次に掲げるもの
 - ・交通安全・公衆衛生・水火災警報・防災・防犯・その他公益上の宣伝告知
 - ・会合その他催物に関するもの
 - ・はり紙・はり札等・広告旗・立看板等
 - ・報道機関が設置する時事速報等
- ③ 道路工事等安全の確保又は公衆の利便の増進を図る目的で一時的に表示・設置する工事用の案内標識類
- ④ 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事業所、営業所等又はこれらの敷地内に表示・設置する一定規模以下の自己用広告物で、許可不要（7p～14pの★印）の基準に適合するもの
- ⑤ 自己用広告物等以外の広告物等で、許可不要（7p～14pの★印）の基準に適合するもの

7. 案内看板と広告看板の定義づけ（規則別表第4）



ふるさとの美しい景観を守り育てていくために、広域農道などの幹線道路で広告目的の屋外広告物等の設置を禁止します。

案内看板の定義



事業所等に案内するための地図又は矢印の表示のあるものを案内看板とします。

(三風モデルデザイン例) ※ 19 p



【特徴】誘導目的であり、施設が近くにある、矢印等が表示され、使用する色は少なく、景観と調和しています。

その他看板(広告看板)



案内看板に該当しないものをその他看板(広告看板)とします。看板の設置目的が宣伝であり、誘導要素がありません。

(例)



【特徴】宣伝目的であり、地図や矢印が非表示であり、華やかなデザインとなる傾向があります。

・ 広告物種類別の表示・設置可否表

規制が厳しい ← → 規制が緩い

		第1種 規制地域	第2種 規制地域	第3種 規制地域	第4種 規制地域
自己用広告物		可	可	可	可
非自己用 広告物	案内看板	著名な地点、 公的施設のみ可 (原則)	条件付き可	可	可
	その他看板 (広告看板)	不可	不可	可	可

8. 伊那市屋外広告物条例規制地域図

凡例

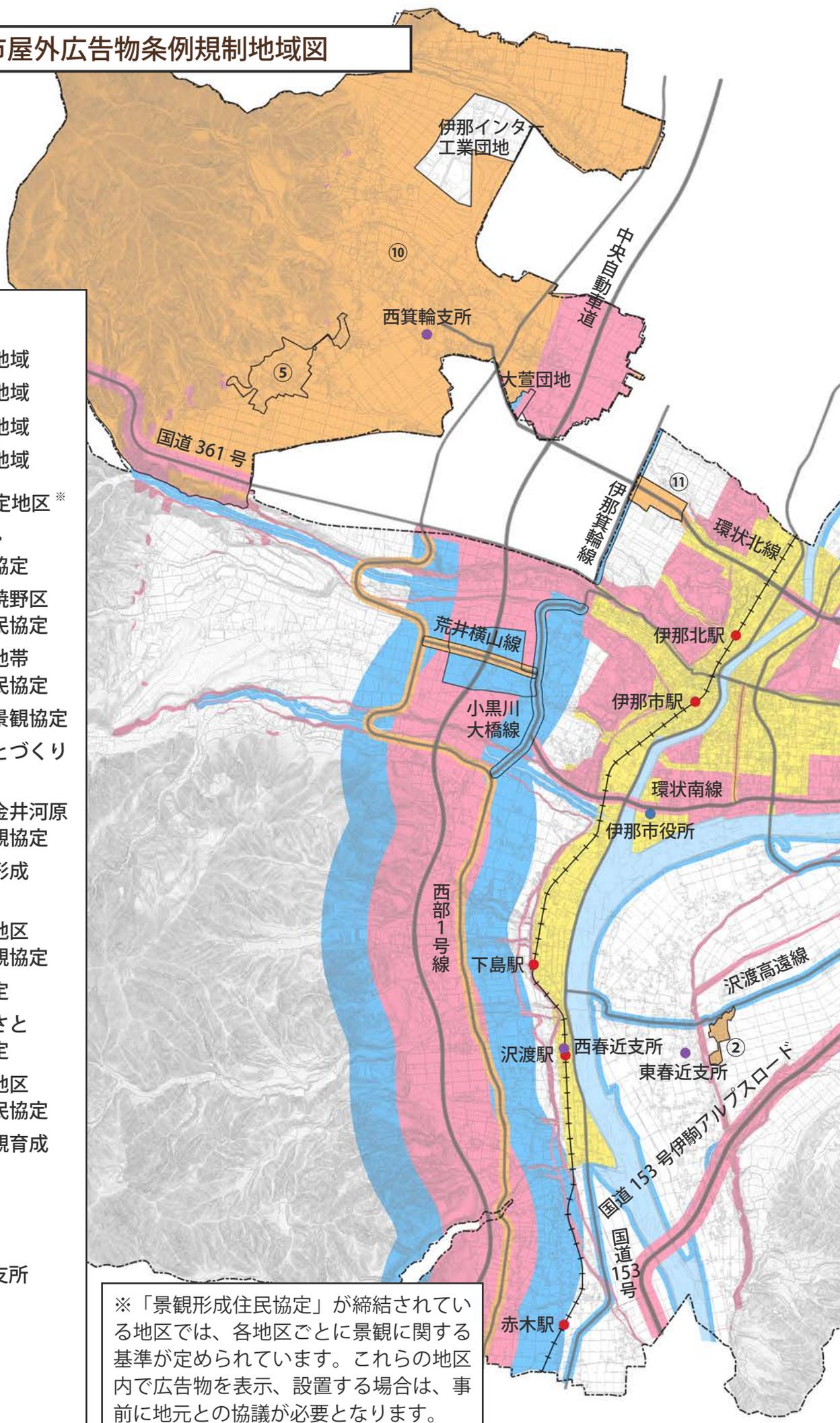
- 第1種規制地域
- 第2種規制地域
- 第3種規制地域
- 第4種規制地域

景観形成住民協定地区※

- ① 城下町高遠・まちづくり協定
- ② 美しいまち暁野区景観形成住民協定
- ③ 青島区田園地帯景観形成住民協定
- ④ 美しい勝間景観協定
- ⑤ 中条ふるさとづくり協定
- ⑥ 上山田地区金井河原田園地帯景観協定
- ⑦ 美原区景観形成住民協定
- ⑧ 下山田河原地区田園地帯景観協定
- ⑨ 小原景観協定
- ⑩ 西箕輪ふるさと景観住民協定
- ⑪ 御園区内原地区景観形成住民協定
- ⑫ 福島地区景観育成住民協定

- 市町村界
- 市役所
- 市役所総合支所
- 市役所支所
- 鉄道駅
- JR 鉄道線
- 自然公園

※「景観形成住民協定」が締結されている地区では、各地区ごとに景観に関する基準が定められています。これらの地区内で広告物を表示、設置する場合は、事前に地元との協議が必要となります。





規制地域の区分

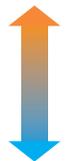
各規制地域の特性に応じ、広告物の規制・誘導を図ります。

- ・第1種規制地域（景観重視・案内看板の原則禁止）
- ・第2種規制地域（広告看板禁止・上伊那統一モデルの推奨）
- ・第3種規制地域（景観と看板の調和を図る）
- ・第4種規制地域（市街地に調和した看板）

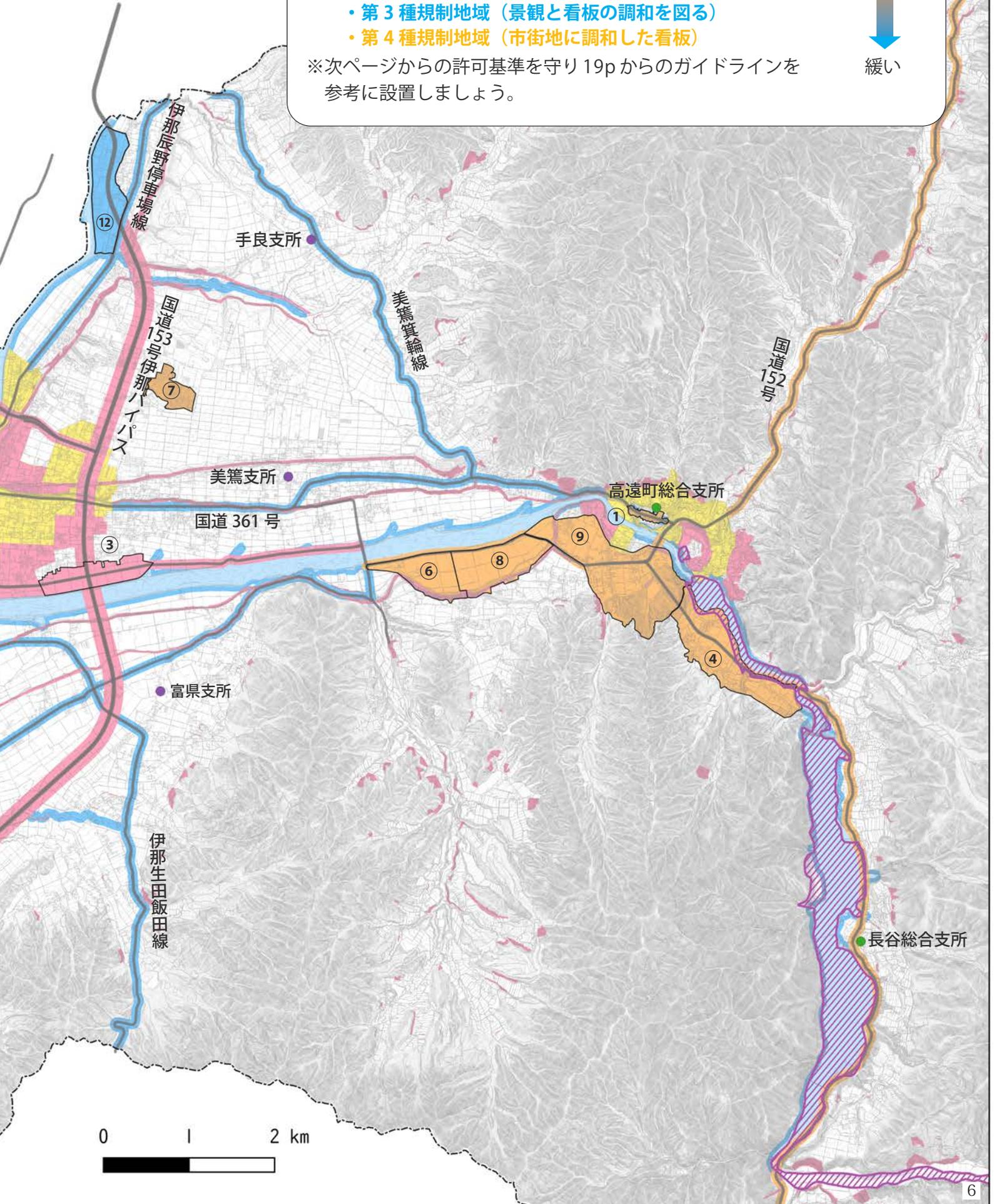
※次ページからの許可基準を守り19pからのガイドラインを参考に設置しましょう。

規制の程度

厳しい



緩い



9. 許可基準（※ 規則地域が重複する場合は厳しい地域を適用します。）



(1) 第1種規制地域（条例第8条第1項第1号、規則別表第1、別表第4-1、別表第5）

【規制地域】

- 住居専用地域（第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域）
- 景観形成住民協定（区域全域）
 - ・青島区田園地帯景観形成住民協定
- 道路
 - ・中央自動車道西宮線（展望できる屋外広告物等のみ）（両側各500m以内）
 - ・国道361号（西箕輪及び中の原から市道小沢尻線との交差点）（両側各100m以内）
 - ・国道153号伊那バイパス（両側各100m以内）
 - ・国道153号伊那バイパス及び国道153号伊駒アルプスロード建設予定地（両側各100m以内）
 - ・県道伊那インター線（環状北線）建設予定地（両側各50m以内）
 - ・ナイスロード（市道環状南線、市道三峰川右岸土地改良幹線）（両側各50m以内）
- ※ただし、「建設予定地」については、用地買収されたとき
- 保安林、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、急傾斜地崩壊危険区域

《許可基準》

【共通事項】

- 1 1敷地当たり^{※1}の表示面積の合計が10㎡以下
ただし、1敷地に複数の事務所等がある場合は、当該事務所等毎に10㎡以下とすること
 - 2 広告物の種類ごと下記の基準に適合していること
 - 3 動光・点滅を伴う照明類を使用しないこと
 - 4 地色^{※2}の彩度は8以下とすること
 - 5 蛍光塗料又は夜光塗料を使用しないこと
- ※1…「1敷地とは」
1店舗や1事業所（付属建設を含む）が建築された敷地をいいます。店舗等がない敷地では、広告物が設置される予定である一団の土地とします。
- ※2…「地色とは」
広告物に使用される色のうち、使用面積が最大のものをいいます。

① 屋上広告物（※表示・設置不可）

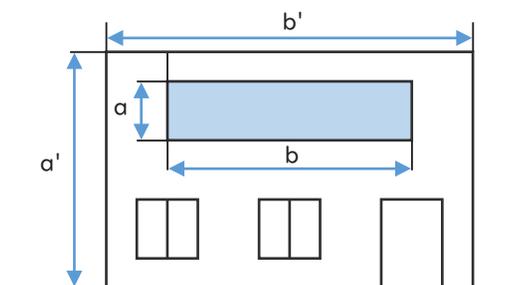


② 壁面広告物

- ・表示する壁面1面当り面積の4/10以下 $4/10a'b' \geq ab$
- ・取付壁面の外郭線からはみ出さないこと

★許可不要★

- ・壁面1面当り5㎡以下、かつ、壁面面積の4/10以下
- $ab \leq 5\text{㎡}$
- $4/10a'b' \geq ab$

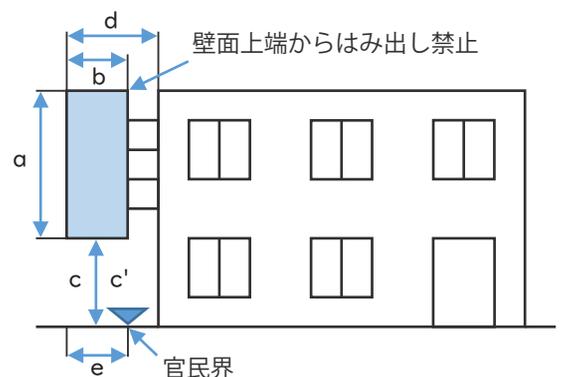


③ 袖看板

- ・一面の面積 2.5㎡以下 $ab \leq 2.5\text{㎡}$
- かつ、全面の面積 5㎡以下 $ab \times \text{面数} \leq 5\text{㎡}$
- ・下端の高さ 道路から4.7m以上 $c \geq 4.7\text{m}$
- 歩道上は2.5m以上 $c' \geq 2.5\text{m}$
- ・壁面からの出幅 1.2m以下 $d \leq 1.2\text{m}$
- ・道路上の出幅 1.0m以下 $e \leq 1.0\text{m}$
- ・壁面上端を超えないこと

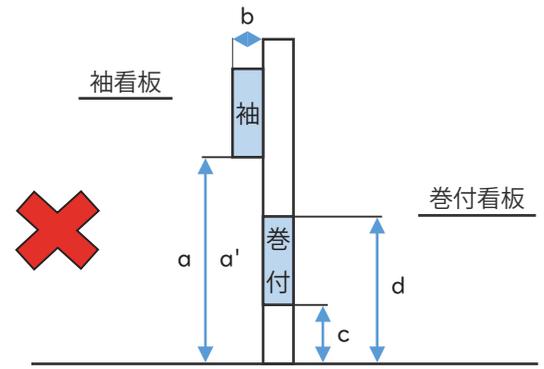
★許可不要★

上記基準内であれば、すべて許可不要



④ 電柱又は街路灯に設置される看板（※原則、表示・設置不可）

- ・ 著名な地点、公共的な施設への案内看板のみ表示・設置可能
- ・ 表示・設置する場合は、条例規則第2条の規定に適合すること



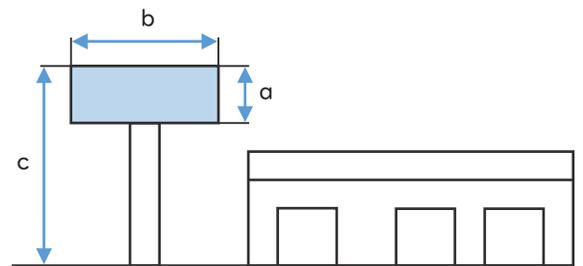
⑤ 地上に設置する広告物等

○自己用

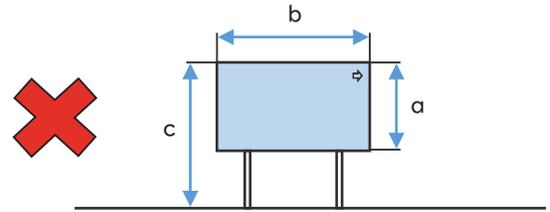
- ・ 地上からの高さ 8m 以下 $c \leq 8m$
- ・ ただし、規則別表第1の道路面より低い敷地に設置された広告物等は、道路面からの高さとする。

★許可不要★

- ・ 一面の面積 4㎡以下 $ab \leq 4m^2$
- ・ かつ、全面の面積 8㎡以下 $ab \times \text{面数} \leq 8m^2$
- ・ 地上からの高さ 4m 以下 $c \leq 4m$



○非自己用（※原則、表示・設置不可）



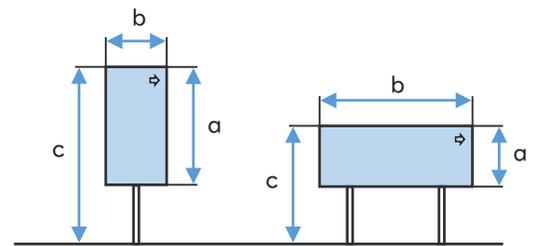
◎ 著名な地点又は公共的な施設への案内看板等（※すべて許可必要）

*住居専用地区

- ・ 一面の面積 0.5㎡ $ab \leq 0.5m^2$
- ・ かつ、全面の面積 1㎡以下 $ab \times \text{面数} \leq 1m^2$
- ・ 地上からの高さ 4m 以下 $c \leq 4m$

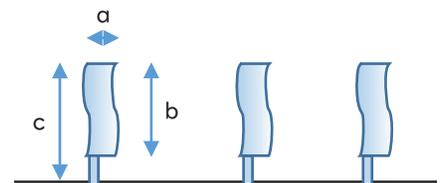
*沿道地域

- ・ 一面の面積 2㎡以下 $ab \leq 2m^2$
- ・ かつ、全面の面積 4㎡以下 $ab \times \text{面数} \leq 4m^2$
- ・ 地上からの高さ 4m 以下 $c \leq 4m$



⑥ 広告旗（自己用広告物等を自己の氏名、事業又は営業に関し、自己敷地内に表示・設置するものに限る）

- ・ 旗の大きさ 幅 0.6m 以下、かつ縦 1.8m 以下 $a \leq 0.6m, b \leq 1.8m$
- ・ 地上からの高さ 2.5m 以下 $c \leq 2.5m$



★許可不要★

- ・ 上記の許可基準を満たし、本数 5 本以下

(2) 第2種規制地域（条例8条第1項第2号、規則別表2、別表4-2、別表5）

【規制地域】

○景観形成重点地区

- ・西箕輪ふるさと景観住民協定

○景観形成住民協定

- ・城下町高遠・まちづくり協定
- ・美しいまち暁野区景観形成住民協定
- ・美しい勝間景観協定
- ・中条ふるさとづくり協定
- ・上山田地区金井河原園地帯景観協定
- ・美原区景観形成住民協定
- ・下山田河原地区園地帯景観協定
- ・小原景観協定
- ・御園区内原地区景観形成住民協定

○道路

- ・国道152号（両側各50m以内）
- ・県道伊那インター線（両側各50m以内）
- ・広域農道（市道西部1号線、市道西部2号線）（両側各50m以内）
- ・市道荒井横山線（両側各50m以内）
- ・未来通り
 - ・市道古町上新田線（両側各30m以内）
 - ・市道中央上新田線（両側各30m以内）
 - ・市道上新田7号線（両側各30m以内）

《許可基準》

【共通事項】

- 1 敷地当たりの表示面積の合計が10㎡以下
ただし、1敷地に複数の事務所等がある場合は、当該事務所等毎に10㎡以下とすること
- 2 非自己用広告物は案内を目的としたものとする
- 3 広告物の種類ごと下記の基準に適合していること
- 4 動光・点滅を伴う照明類を使用しないこと
- 5 地色の彩度は8以下とすること
- 6 蛍光塗料又は夜光塗料を使用しないこと

① 屋上広告物（※表示・設置不可）

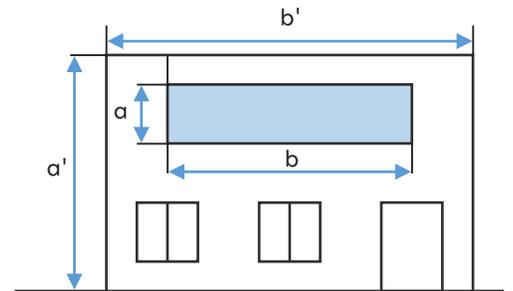


② 壁面広告物

- ・表示する壁面1面当り面積の4/10以下 $4/10a'b' \geq ab$
- ・取付壁面の外郭線からはみ出さないこと

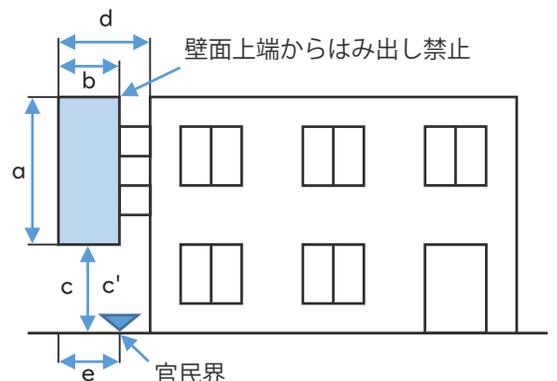
★許可不要★

- ・壁面1面当り5㎡以下、
かつ、壁面面積の4/10以下 $ab \leq 5\text{㎡}$
 $4/10a'b' \geq ab$



③ 袖看板

- ・一面の面積 2.5㎡以下
かつ、全面の面積 5㎡以下 $ab \leq 2.5\text{㎡}$
 $ab \times \text{面数} \leq 5\text{㎡}$
- ・下端の高さ 道路から4.7m以上
歩道上は2.5m以上 $c \geq 4.7\text{m}$
 $c' \geq 2.5\text{m}$
- ・壁面からの出幅 1.2m以下 $d \leq 1.2\text{m}$
- ・道路上の出幅 1.0m以下 $e \leq 1.0\text{m}$
- ・壁面上端を超えないこと



★許可不要★

上記基準内であれば、すべて許可不要

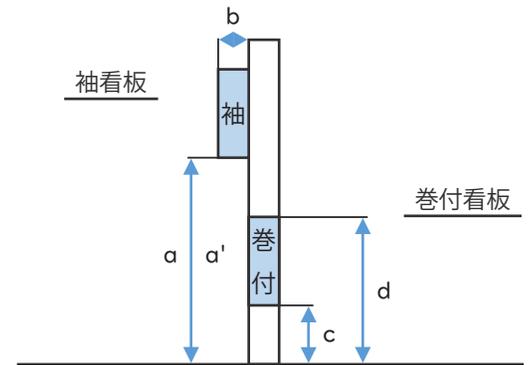
④ 電柱又は街路灯に設置される看板（※すべて表示・許可対象）

○袖看板

- ・ 下端の高さ 道路から 4.7m 以上 $a \geq 4.7m$
歩道上は 2.5m 以上 $a' \geq 2.5m$
- ・ 出幅 0.6m 以内 $b \leq 0.6m$
歩車道の区別のある道路では車道にはみださないこと

○巻付広告

- ・ 地面からの高さ 1.2m 以上 3.2m 以下 $c \geq 1.2m, d \leq 3.2m$



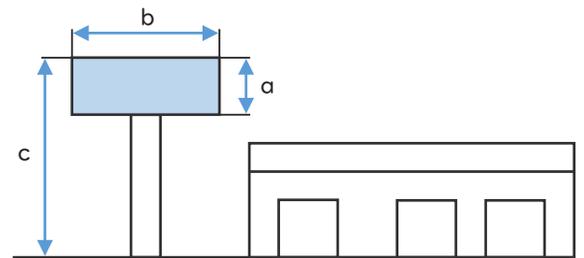
⑤ 地上に設置する広告物等

○自己用

- ・ 地上からの高さ 8m 以下 $c \leq 8m$
ただし、規則別表第 1 の道路面より低い敷地に設置された
広告物等は、道路面からの高さとする。

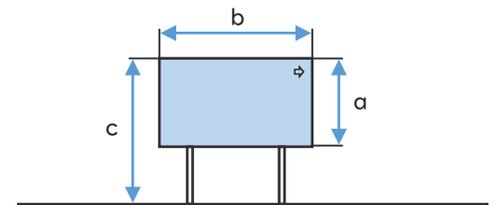
★許可不要★

- ・ 一面の面積 $4m^2$ 以下 $ab \leq 4m^2$
かつ、全面の面積 $8m^2$ 以下 $ab \times \text{面数} \leq 8m^2$
- ・ 地上からの高さ 4m 以下 $c \leq 4m$



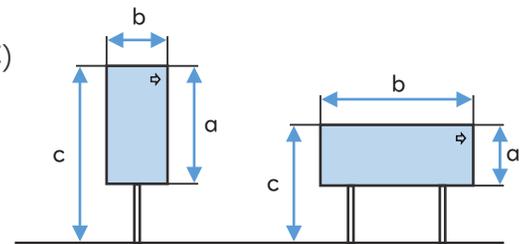
○非自己用（※すべて許可対象）

- ・ 全面の面積 $4m^2$ 以下 $ab \leq 4m^2$
- ・ 地上からの高さ 3.5m 以下 $c \leq 3.5m$
ただし、規則別表第 1 の道路面より低い敷地に設置された
広告物等は、道路面からの高さとする。
- ・ 1 敷地に複数掲出する場合は、1 敷地 $10m^2$ 以下とすること



◎ 著名な地点又は公共的な施設への案内看板等（※すべて許可必要）

- ・ 一面の面積 $2m^2$ 以下 $ab \leq 2m^2$ 以下
- かつ、全面の面積 $4m^2$ 以下 $ab \times \text{面数} \leq 4m^2$
- ・ 地上からの高さ 4m 以下 $c \leq 4m$

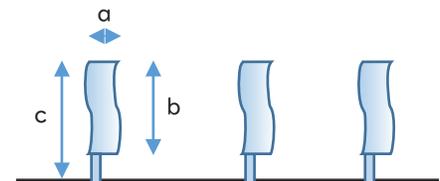


⑥ 広告旗（自己用広告物等を自己の氏名、事業又は営業に関し、自己敷地内に表示・設置するものに限る）

- ・ 旗の大きさ 幅 0.6m 以下、かつ縦 1.8m 以下 $a \leq 0.6m, b \leq 1.8m$
- ・ 地上からの高さ 2.5m 以下 $c \leq 2.5m$

★許可不要★

- ・ 上記の許可基準を満たし、本数 5 本以下



(3) 第3種規制地域（条例第8条第1項第3号、規則別表第3、別表第4-3、別表第5）

【規制地域】

○景観形成住民協定

- ・福島地区景観育成住民協定

○道路

- ・中央自動車道西宮線（展望できる屋外広告物等のみ）（両側各 500m 以上 1000m 以内）
- ・国道 153 号（藤沢橋から宮田村との境界）（両側各 50 m以内）
- ・県道伊那生田飯田線（両側各 50m 以内）
- ・県道伊那辰野停車場線（両側各 50m 以内）
ただし、条例第8条第1項第4号アに規定された地域（都市計画法の住居専用地域）を除く
- ・県道沢渡高遠線、県道美篤箕輪線（両側各 50m 以内）、県道伊那箕輪線（伊那市地籍側 50 m以内）
- ・市道原田井1号幹線（両側各 50m 以内）
ただし、条例第8条第1項第4号アに規定された地域（都市計画法の住居専用地域）を除く
- ・市道小黒川大橋線（両側各 50m 以内）

○河川

- ・天竜川、三峰川、小沢川、小黒川、棚沢川、大沢川
（河川区域両側各 50m 以内の河川堤防及び堤防上の道路から展望することができる範囲）

○特定用途制限地域

- ・小黒川スマートインターチェンジ周辺地域

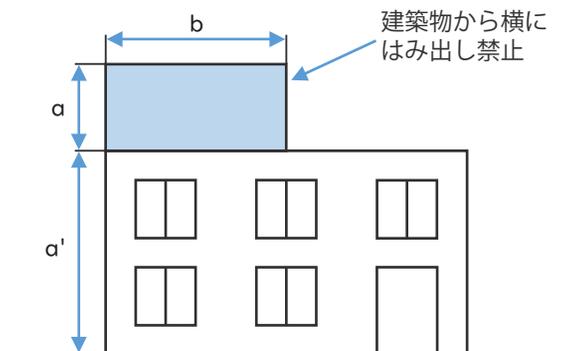
《許可基準》

【共通事項】

- 1 敷地当たりの表示面積の合計が 50㎡以下。ただし、1 敷地に複数の事務所等がある場合は、当該事務所等毎に 50㎡以下とすること
- 2 広告物の種類ごと下記の基準に適合していること
- 3 自己用広告物等は、動光・点滅を伴う照明類を使用する部分の面積を各広告物の基準面積の 1/2 以内とすること
- 4 非自己用広告物等は動光・点滅を伴う照明類を使用しないこと
- 5 地色の彩度は 8 以下とすること
- 6 蛍光塗料又は夜光塗料を使用しないこと

① 屋上広告物（※すべて許可必要）

- ・本体の高さ 5m 以下 $a \leq 5m$
- かつ、建築物の高さの 6/10 以下 $6/10a' \geq a$
- ・建築物から横にはみ出さないこと

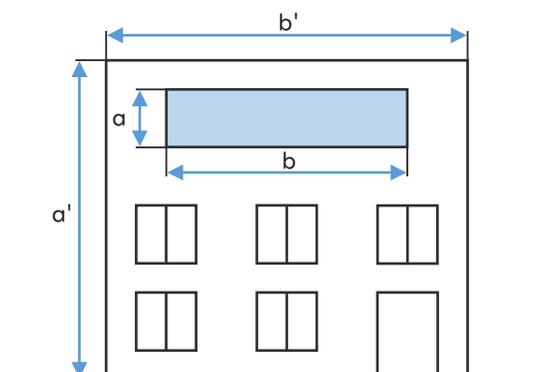


② 壁面広告物

- ・表示する壁面 1 面当り面積の 4/10 以下 $4/10a'b' \geq ab$
- ・取付壁面の外郭線からはみ出さないこと

★許可不要★

- ・壁面 1 面当り 10㎡以下 $ab \leq 10m^2$
- かつ、壁面面積の 4/10 以下 $4/10a'b' \geq ab$
- ・動光・点滅照明・ネオン等を使用しないもの



③ 袖看板

- 一面の面積 2.5㎡以下
- かつ、全面の面積 5㎡以下
- 下端の高さ 道路から 4.7m 以上
歩道上は 2.5m 以上
- 壁面からの出幅 1.2m 以下
- 道路上の出題 1.0m 以下
- 壁面の上幅を超えないこと

$$ab \leq 2.5\text{m}^2$$

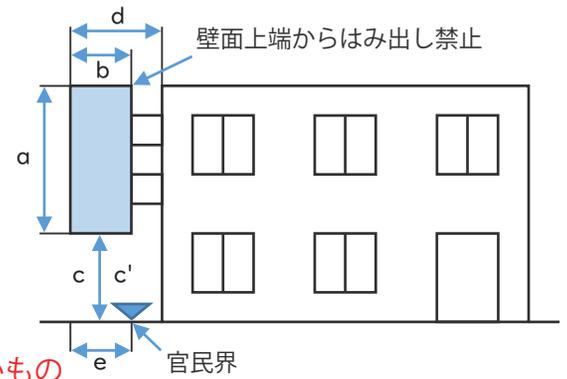
$$ab \times \text{面数} \leq 5\text{m}^2$$

$$c \geq 4.7\text{m}$$

$$c' \geq 2.5\text{m}$$

$$d \leq 1.2\text{m}$$

$$e \leq 1.0\text{m}$$



★許可不要★

上記基準内を満たし、動光・点滅照明・ネオン等を使用しないもの

④ 電柱又は街路灯に表示・設置される看板

○袖看板

- 下端の高さ 道路から 4.7m 以上
歩道上は 2.5m 以上
- 出幅 0.6m 以内
- 歩車道の区別のある道路では車道にはみださないこと

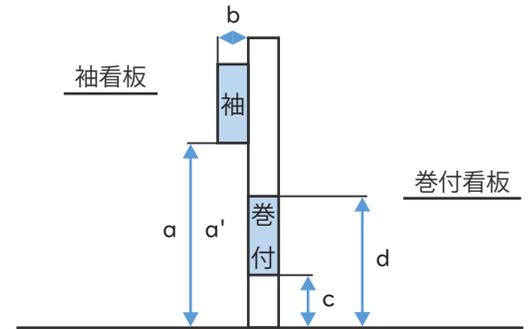
$$a \geq 4.7\text{m}$$

$$a' \geq 2.5\text{m}$$

$$b \leq 0.6\text{m}$$

○巻付広告

- 地面からの高さ 1.2m 以上 3.2m 以下 $c \geq 1.2\text{m}$ 、 $d \leq 3.2\text{m}$



★許可不要★

禁止物件の適用除外の規定内に適合し、動光・点滅照明・ネオン等を使用しないもの

⑤ 地上に設置する広告物等

○自己用

- 一面の面積 20㎡以下
- かつ、全面の面積 40㎡以下
- 地上からの高さ 10m 以下
- ただし、規則別表第 1 の道路面より低い敷地に設置された広告物等は道路面からの高さとする

$$ab \leq 20\text{m}^2$$

$$ab \times \text{面数} \leq 40\text{m}^2$$

$$c \leq 10\text{m}$$

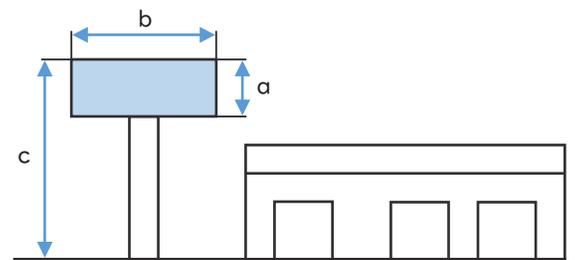
★許可不要★

- 一面の面積 10㎡以下
- かつ、全面の面積 20㎡以下
- 地上からの高さ 8m 以下
- 動光・点滅照明・ネオン等を使用しないもの

$$ab \leq 10\text{m}^2$$

$$ab \times \text{面数} \leq 20\text{m}^2$$

$$c \leq 8\text{m}$$



○非自己用

- 一面の面積 10㎡以下
- かつ、全面の面積 20㎡以下
- 地上からの高さ 5m 以下
- ただし、規則別表第 1 の道路面より低い敷地に設置された広告物等は道路面からの高さとする
- 1 敷地に複数掲出する場合は、1 敷地 20㎡以下とすること

$$ab \leq 10\text{m}^2$$

$$ab \times \text{面数} \leq 20\text{m}^2$$

$$c \leq 5\text{m}$$

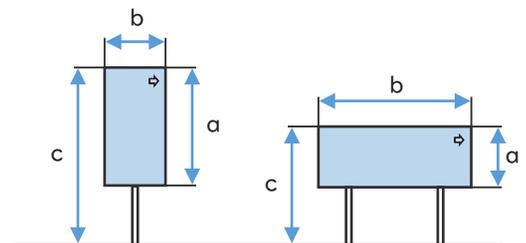
★許可不要★

- 一面の面積 5㎡以下
- かつ、全面の面積 10㎡以下
- 地上からの高さ 4m 以下
- 動光・点滅照明・ネオン等を使用しないもの

$$ab \leq 5\text{m}^2$$

$$ab \times \text{面数} \leq 10\text{m}^2$$

$$c \leq 4\text{m}$$



⑥ 広告旗 (自己用広告物等を自己の氏名、事業又は営業に関し、自己敷地内に表示・設置するものに限る)

- 旗の大きさ 幅 0.6m 以下、縦 1.8m 以下

$$a \leq 0.6\text{m}$$

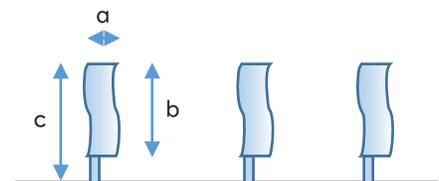
$$b \leq 1.8\text{m}$$

- 地上からの高さ 3m 以下

$$c \leq 3\text{m}$$

★許可不要★

- 上記の許可基準を満たし、本数 10 本以下



(4) 第4種規制地域（条例第8条第1項第4号、別表第4-4、別表第5）

【規制地域】

- ・伊那市景観計画における地域区分（面）のうち、「市街地」地域

《許可基準》

【共通事項】

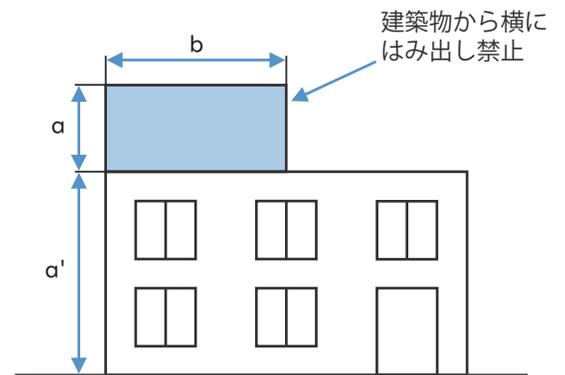
- 1 1敷地当たりの表示面積の合計が250㎡以下。ただし、1敷地に複数の事務所等がある場合は、当該事務所等毎に250㎡以下とすること
- 2 広告物の種類ごと下記の基準に適合していること
- 3 地色の彩度は15未満とすること
- 4 蛍光塗料または夜光塗料を使用しないこと

① 屋上広告物（※すべて許可必要）

- ・本体の高さ 5m 以下
かつ、建築物の高さの6/10 以下
- ・建築物から横にはみ出さないこと

$$a \leq 5m$$

$$6/10a' \geq a$$

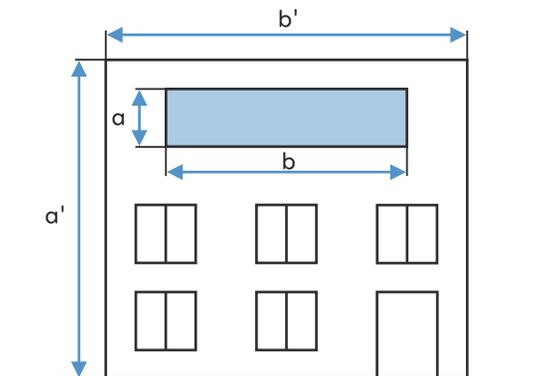


② 壁面広告物

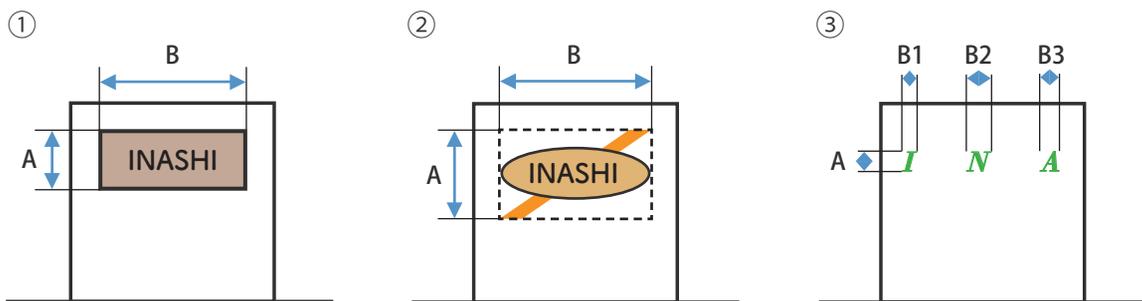
- ・表示する壁面1面当り面積の4/10 以下 $4/10a'b' \geq ab$
- ・取付壁面の外郭線からはみ出さないこと

★許可不要★

- ・壁面1面当り 15㎡以下かつ、
壁面面積の4/10 以下 $ab \leq 15m^2$
 $4/10a'b' \geq ab$
- ・動光・点滅照明・ネオン等は、基準面積の1/2 以内



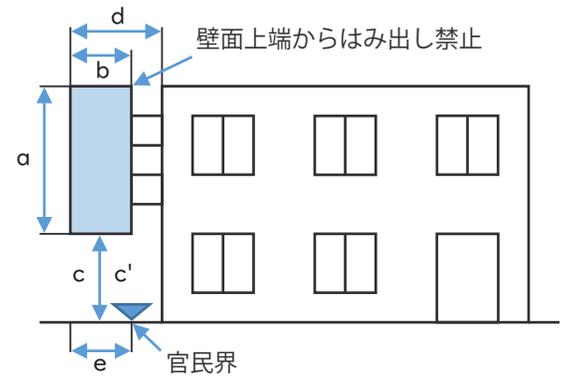
壁面広告物の面積算定について



- ① 板状のもの $A \times B$
- ② 複数のものが集合してひとつの広告物を表示するものは四角形で算定 $A \times B$
(不正形のもの 突出した最長辺を一边とした四角形で算定)
- ③ 各文字の表示間隔が1m以上離れており独立していると考えられるものは個々で算定
 $(A \times B1) + (A \times B2) + (A \times B3)$

③ 袖看板

- 一面の面積 5㎡以下 $ab \leq 5\text{㎡}$
- かつ、全面の面積 10㎡以下 $ab \times \text{面数} \leq 10\text{㎡}$
- 下端の高さ 道路から 4.7m 以上 $c \geq 4.7\text{m}$
- 歩道上は 2.5m 以上 $c' \geq 2.5\text{m}$
- 壁面からの出幅 1.5m 以下 $d \leq 1.5\text{m}$
- 道路上の出幅 1.0m 以下 $e \leq 1.0\text{m}$
- 壁面上端を超えないこと



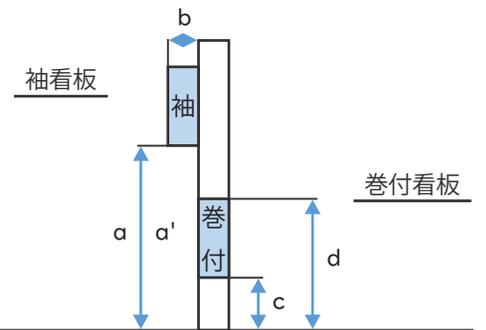
★許可不要★

- 一面の面積 2.5㎡以下 $ab \leq 2.5\text{㎡}$
- かつ、全面の面積 5㎡以下 $ab \times \text{面積} \leq 5\text{㎡}$
- 下端の高さ 道路から 4.7m 以上 $c \geq 4.7\text{m}$
- 歩道上は 2.5m 以上 $c' \geq 2.5\text{m}$
- 壁面からの出幅 1.2m 以下 $d \leq 1.2\text{m}$
- かつ、道路上 1.0m 以下 $e \leq 1.0\text{m}$
- 動光・点滅照明・ネオン等は、基準面積の 1/2 以内

④ 電柱又は街路灯に表示・設置される看板

○袖看板

- 下端の高さ 道路から 4.7m 以上 $a \geq 4.7\text{m}$
- 歩道上は 2.5m 以上 $a' \geq 2.5\text{m}$
- 出幅 0.6m 以内 $b \leq 0.6\text{m}$
- 歩車道の区別のある道路では車道にはみださないこと



○巻付広告

- 地面からの高さ 1.2m 以上 3.2m 以下 $c \geq 1.2\text{m}$ 、 $d \leq 3.2\text{m}$

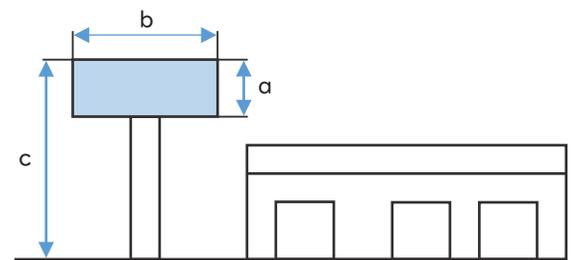
★許可不要★

- 禁止物件の適用除外の規定内に適合するもの
- 動光・点滅照明・ネオン等は、基準面積の 1/2 以内

⑤ 地上に設置する広告物等

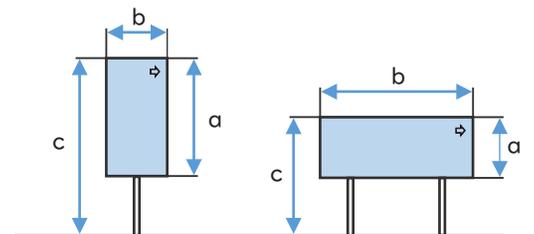
○自己用、非自己用共に

- 一面の面積 25㎡以下 $ab \leq 25\text{㎡}$
- 全面の面積 50㎡以下 $ab \times \text{面数} \leq 50\text{㎡}$
- 地上からの高さ 13m 以下 $c \leq 13\text{m}$
- ただし、規則別表第 1 の道路面より低い敷地に設置された広告物等は、道路面からの高さとする。



★許可不要★

- 一面の面積 10㎡以下 $ab \leq 10\text{㎡}$
- かつ、全面の面積 20㎡以下 $ab \times \text{面数} \leq 20\text{㎡}$
- 地上からの高さ 8m 以下 $c \leq 8\text{m}$
- 動光・点滅照明・ネオン等は、基準面積の 1/2 以内

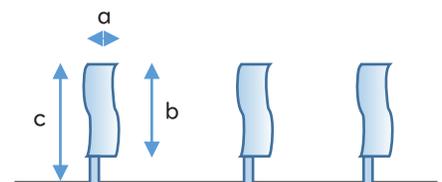


⑥ 広告旗 (自己用広告物等を自己の氏名、事業又は営業に関し、自己敷地内に表示・設置するものに限る)

- 旗の大きさ 幅 0.6m 以下、縦 1.8m 以下 $a \leq 0.6\text{m}$ 、 $b \leq 1.8\text{m}$
- 地上からの高さ 3m 以下 $c \leq 3\text{m}$

★許可不要★

- 上記の許可基準を満たし、本数 10 本以下



10. 手続内容 (条例第 9 条、第 12 条、第 14 条～第 17 条ほか)



【許可申請】

次のいずれかの行為に該当するときは、その規制地域において定められた許可基準（7p～14p 参照）に適合したうえで、市長の許可を受ける必要があります。

(1) 広告物等を表示・設置・改造するとき（条例第 9 条）

広告物等（7p～14p に示す適用除外となるものを除く。）を表示し、設置し、又は改造しようとするとき。

(2) 許可を受けた広告物等を変更・改造・移転するとき（条例第 14 条）

広告物等（7p～14p に示す適用除外となるものを除く。）を変更し、若しくは改造し、又は移転しようとするとき。（当該広告物を廃止しようとするときを除く。）

ただし、既設の広告物等の形状、色彩、意匠若しくは表示内容の変更を伴わない修繕、補強又は塗替えをするときは不要です。

(3) 許可期間満了後、継続して広告物等を表示・設置するとき（条例第 15 条）

下表に示す許可の期間を満了した後、引き続き、当該広告物等を表示し、又は設置しようとするとき。

許可の期間は次のとおりです（条例第 13 条第 2 項）

広告物等の種類	許可の期間
はり紙、はり札等、広告旗、広告幕、立看板及びアドバルーン	6 ヶ月
上記以外の広告物等	3 年

【補足】 既存の広告物等に対する考え方

条例の施行日前（令和 4 年 5 月 31 日以前）から既に表示・設置されている広告物等（いわゆる既存の広告物等）については、引き続き、表示・設置することができます。（許可申請は不要）

ただし、これを変更・改造・移転しようとするときは、許可申請が必要となります。「変更・改造」とは、条例の施行日以後（令和 4 年 6 月 1 日以後）、既存の広告物等の形状、色彩、意匠若しくは表示内容の変更を伴う修繕、補強、塗替えのことを言います。これにより許可を受けた広告物等は、所定の許可期間満了後、引き続き表示・設置するときには、その都度更新の許可が必要となります。

又、変更・改造・移転を行わない広告物等についても、当該広告物等の設置者等には、これを良好な状態に保持する義務が生じる（17p 参照）とともに、当該広告物等が、禁止物件（2p 参照）や禁止広告物（3p 参照）に該当する場合には、条例違反となりますので、ご注意ください。

○許可申請に必要な添付書類（規則第 5 条）

許可申請を行う際は、申請書（様式第 1 号）のほか、次の図書^{*}を添付してください。

- ・申請する場所付近の見取図
- ・申請する場所及びその付近の写真
- ・申請する広告物等の位置を示す配置図
- ・申請する広告物等の形状、寸法、材料、構造、意匠、照明、色彩（マンセル値記入）
その他表示の方法の仕様書及び図面（はり紙及びはり札等にあつては、現物又は見本）
- ・広告物等を表示・設置する場所の所有者・管理者の同意その他法令による許可、確認等を必要とするときは、これらがあることを証する書類

^{*} 更新の許可申請の場合、安全点検結果の報告書及び広告物等の写真を追加してください。（条例第 16 条）

○許可手数料（伊那市手数料徴収条例 別表）

許可申請には、広告物等の種類や大きさに応じて、下表に示す全額の手数料が必要となります。

区分		手数料の額	
広告板類 広告塔類 広告幕類 立看板類 アーチ類	面積 2㎡未満のもの	1 個につき	800 円
	面積 2㎡以上 5㎡未満のもの	1 個につき	1,300 円
	面積 5㎡以上 10㎡未満のもの	1 個につき	2,100 円
	面積 10㎡以上 15㎡以下のもの	1 個につき	4,100 円
	面積 15㎡を超えるもの	1 個につき 4,100 円に 15㎡を超える 5㎡までごとに 800 円を加えた額	
	動光・点滅を伴 う照明、ネオン その他これに類 するもの	面積 5㎡未満のもの	1 個につき
	面積 5㎡以上 10㎡未満のもの	1 個につき	2,300 円
	面積 10㎡以上 15㎡以下のもの	1 個につき	4,500 円
	面積 15㎡を超えるもの	1 個につき 4,500 円に 15㎡を超える 5㎡までごとに 800 円を加えた額	
アドバルーン		1 個につき	3,200 円
広告旗		1 枚につき	100 円
はり紙 はり札		10 枚（10 枚未満の端数があるときは、 10 枚に切り上げる。）につき 100 円	

○廃止等の届出（条例第 17 条）

この条例の許可を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、当該事実の生じた日から 10 日以内に、その旨を市長に届け出なければなりません。

- (1) この条例の許可を受けた広告物等の表示又は設置を廃止したとき。
- (2) 譲渡その他の理由によりこの条例の許可を受けた者の地位が承継されたとき。
- (3) この条例の許可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地が変更になったとき。

11. 安全管理義務（条例第7条）



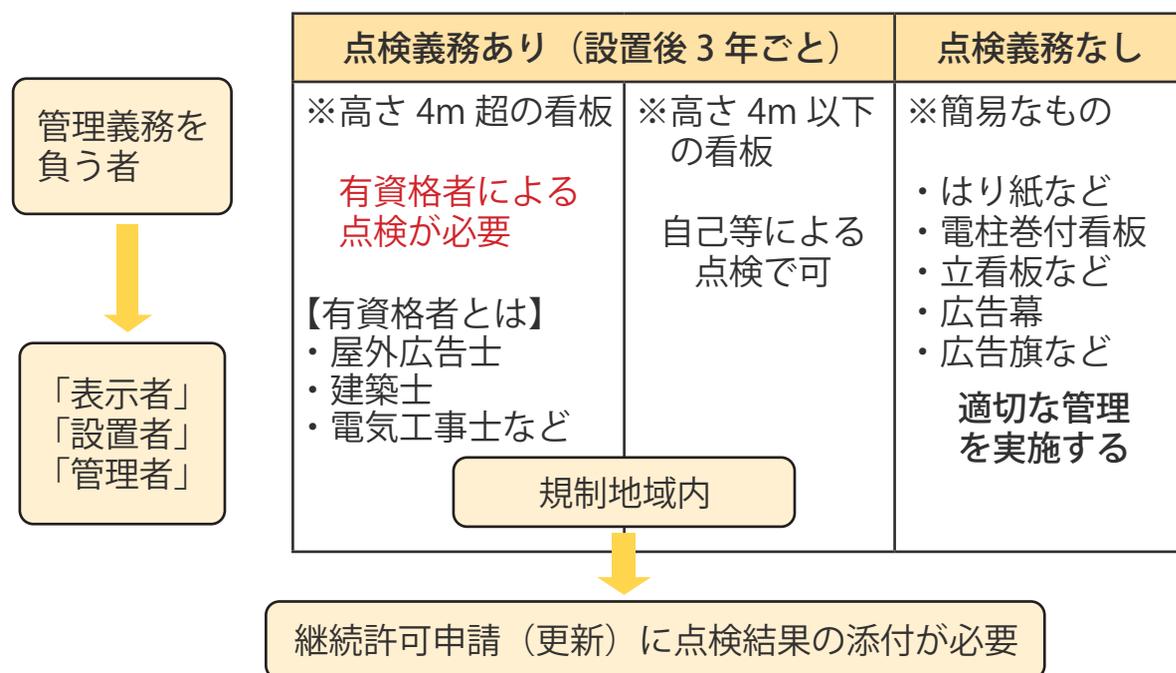
広告物等（屋外広告物又はこれを掲出する物件）の管理者等（表示、設置又は管理する者）は、日常の補修その他の管理に加え、風雨や経年劣化によって広告物等に倒壊又は落下のおそれが生じることのないよう、定期的な安全点検を行う義務があります。

・管理義務

屋外広告物の管理者等は、日常から、所有又は管理する広告物等の補修その他必要な管理を怠らないようにして良好な状態を保持しなければなりません。

・点検義務

屋外広告物の倒壊、落下は重大な事故につながります。そのため管理者等は日常の管理義務に加え、危害防止等のため定期的に安全点検を実施しなければなりません。



○屋外広告業の登録（長野県屋外広告物条例）

・屋外広告業の登録義務

伊那市内で屋外広告業を営もうとする場合には、長野県知事による登録を受けなければなりません。詳しくは、長野県にお問い合わせください。

・業務主任者の選任

屋外広告業を営む場合には、営業所ごとに業務主任者を選任しなければなりません。業務主任者には、屋外広告士又は長野県・他の都道府県・政令指定都市・中核市の行った屋外広告物講習会の課程を修了した者又は次に掲げるいずれかを満たす者を選任できます。

○職業能力開発促進法に基づく広告美術に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

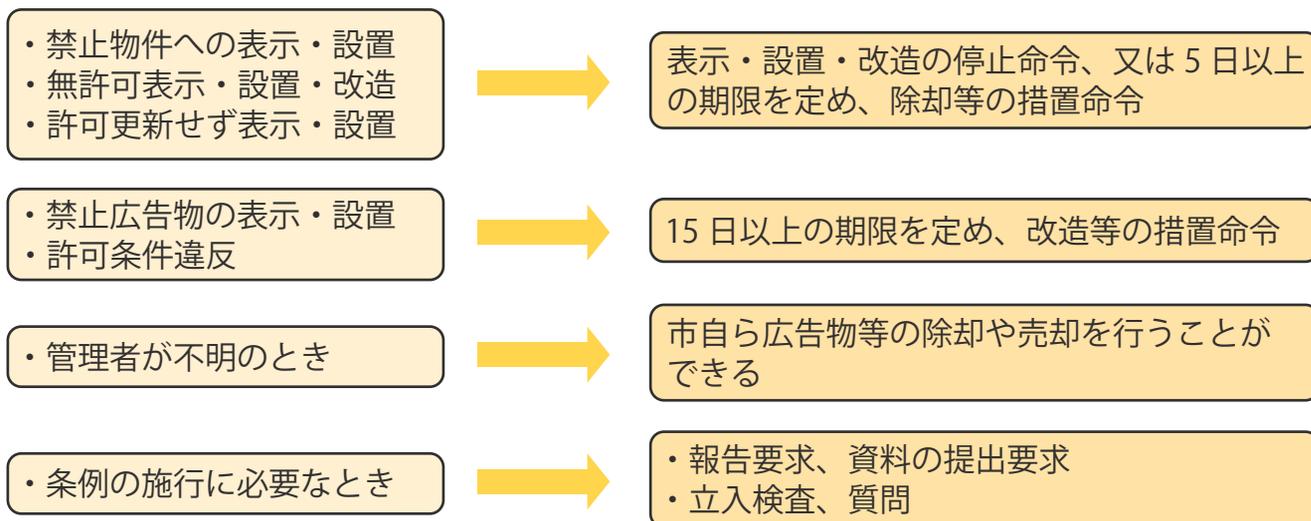
○講習会修了者と同等以上の知識を有する者として知事が認定した者

12. 除却義務（条例第 20 条）

許可期間が満了したときや、許可が取り消されたりしたとき、又は表示・設置の必要がなくなったときは、ただちに屋外広告物を除却しなければなりません。

13. 監督（条例第 21 条～第 27 条）

違反に対する措置等

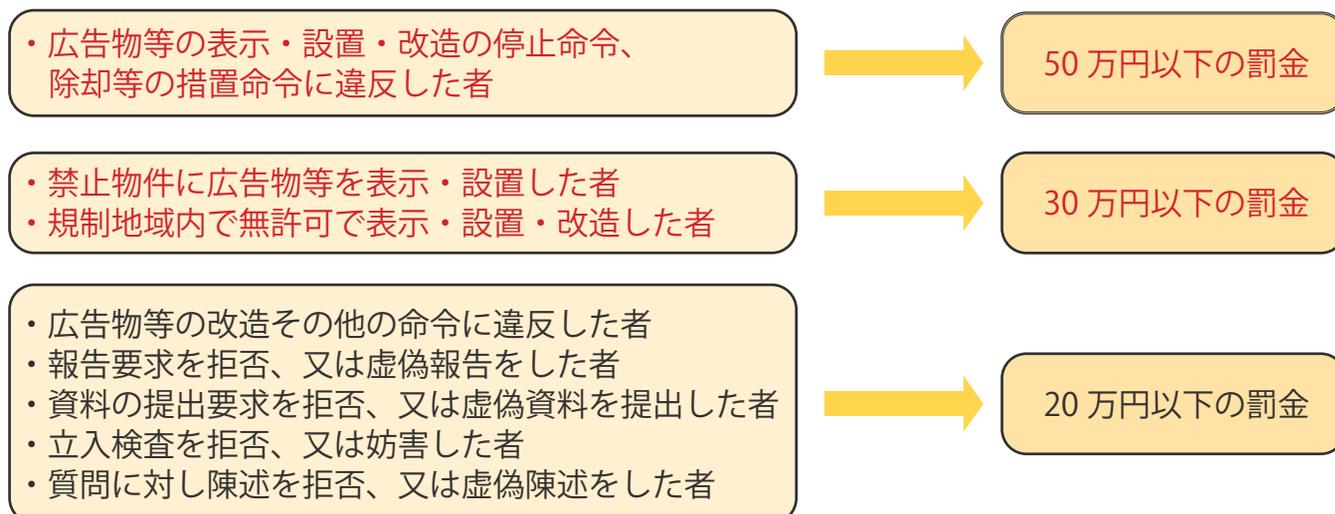


【行政代執行法】

※ 違反広告物は、法第 7 条及び条例第 21 条、条例第 22 条に基づき、強制的に撤去される場合があります。

14. 罰則（条例第 29 条～第 32 条）

次のような場合には 50 万円以下の罰金に処せられることがあります。



15. 屋外広告物のあり方（ガイドライン）



本市の屋外広告物のあり方として『伊那市らしいふるさとの景観形成と安全な掲出に向けられた規制・誘導を図る』ために必要な事項をまとめました。屋外広告物を掲出する際には、“良質な広告物と魅力ある景観の創出”にご協力ください。

(1) 共通事項

- ・屋外広告物の法令以外にも守るべきルールを厳守してください。

屋外広告物の掲出にあたっては、民地や官地の区別なく、一部の適用除外広告物を除き、基本的に許可が必要となります。本市では、伊那市屋外広告物条例により屋外広告物の掲出に関する基本的事項を定めています。なお、この屋外広告物の法令以外にも守るべきルールを厳守してください。たとえば、新設する地上に設置する広告物等の高さが4mを超える場合は建築基準法に基づく確認を受けなければなりません。

また、袖看板等が道路境界線を越えて道路に突出する場合は、屋外広告物設置の許可とあわせて道路占用許可を受けなければなりません。

- ・周辺の景観に適した必要最小限の高さ、面積を心がけましょう。

大きすぎる広告物は景観と合わないばかりか、周囲に圧迫感を与えます。できる限り許可申請が不要な大きさの掲出としましょう。

- ・表示すべき情報を絞り、必要最小限の掲出数としましょう。

掲出数が増えると、一番伝えたい情報が埋没してしまいます。シンプルな表示を心がけることで、情報が伝わりやすくなり、良いイメージを与えます。

- ・「三風モデルデザイン」（上伊那統一モデル）を活用しましょう。

上伊那地域で産学官連携により活動している「三風の会」では、伊那谷風土記街道（伊那西部広域農道など箕輪町から松川町までつながる広域農道）、市道荒井横山線、西箕輪地区、高遠地区の国道152号などを重点モデル地区とし、景観形成に取り組んでいます。

伊那市では、三風モデルデザインを推奨していますので、看板設置の参考にしてください。

（オフィシャルホームページ

「NPO 法人三風デザイン：3wind-design.org」）

※サインの色は四季折々の豊かな自然に溢れる美しい伊那谷の景色と調和させるため、彩度・明度を抑えた茶色を地色として使用します。



・「良質なイメージ」を演出しましょう。

屋外広告物は、建築物と同様、景観を構成する重要な要素です。良好な景観の形成に寄与するようにし、広告物の企業イメージなどを損なうことのないよう、設置場所の地域特性を考慮したデザインにしましょう。

・安全面に配慮した計画としましょう。

構造計算等に基づき、安全性を確認したうえで掲出しましょう。地震、強風など災害に強い屋外広告物を掲出しましょう。屋外広告物は、近年、多様化が進んでおり、地震や強風などによって倒壊・落下等が発生すると大きな事故となる可能性があります。

・信号の視認性、歩行者・自転車の通行の妨げにならないよう、設置位置に注意しましょう。

屋外広告物は、その設置位置によっては、信号の視認の妨げや、歩行者や自転車の通行の妨げとなるほか、車両乗り入れ口などにおける衝突事故の原因になることがあります。

・必要以上の光度・輝度を持たないように設計しましょう。

特に、住宅街などでは点滅式のもの、著しく高輝度のもの等は使用せず、必要以上に明るい光源の使用は避け、発光面もできる限り小さくするなど、近隣へ配慮した照明にしましょう。

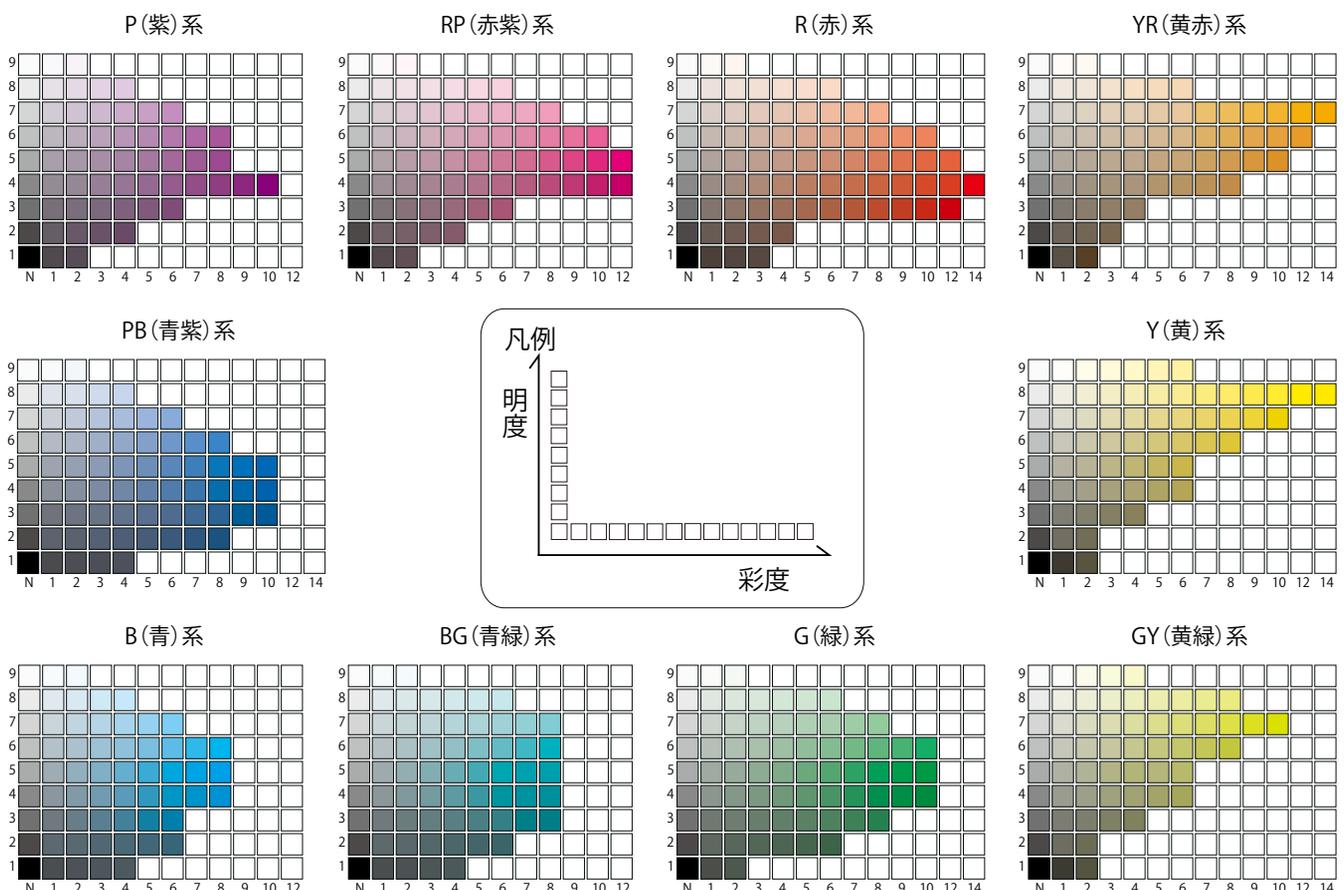
・基調色や色数、彩度*などを十分に検討しましょう。

華美で奇抜な広告物は一見人目を引きませんが、情報が的確に伝わりにくく、企業イメージを損ねるだけでなく、周辺の景観なども損ねます。色数を抑え、色彩面積を減らすとともに、使用色の調和を考慮しましょう。

※…彩度

彩度とは、色の鮮やかさのことで、マンセル表色系でこれが数値化されています。マンセル色素系とは色相、明度、彩度の3指標で表す色の「ものさし」で、日本工業規格（JIS）に採用されています。

マンセル表色系



(2) エリアごとのガイドライン

伊那市は、郊外の美しい景観をはじめ、市街地では、伊那市らしい特色あるまち並みを形成しています。それぞれのエリアにおいて、基本方針に沿って広告物を設置し、ふるさとの景観を守り育てていきましょう。

① 第1種規制地域から第3種規制地域（郊外の沿道など）

○地域目標

伊那市の特色ある山並みや河岸段丘の景観を阻害しないような配置を考え、田園景観に溶け込む景観を目指します。

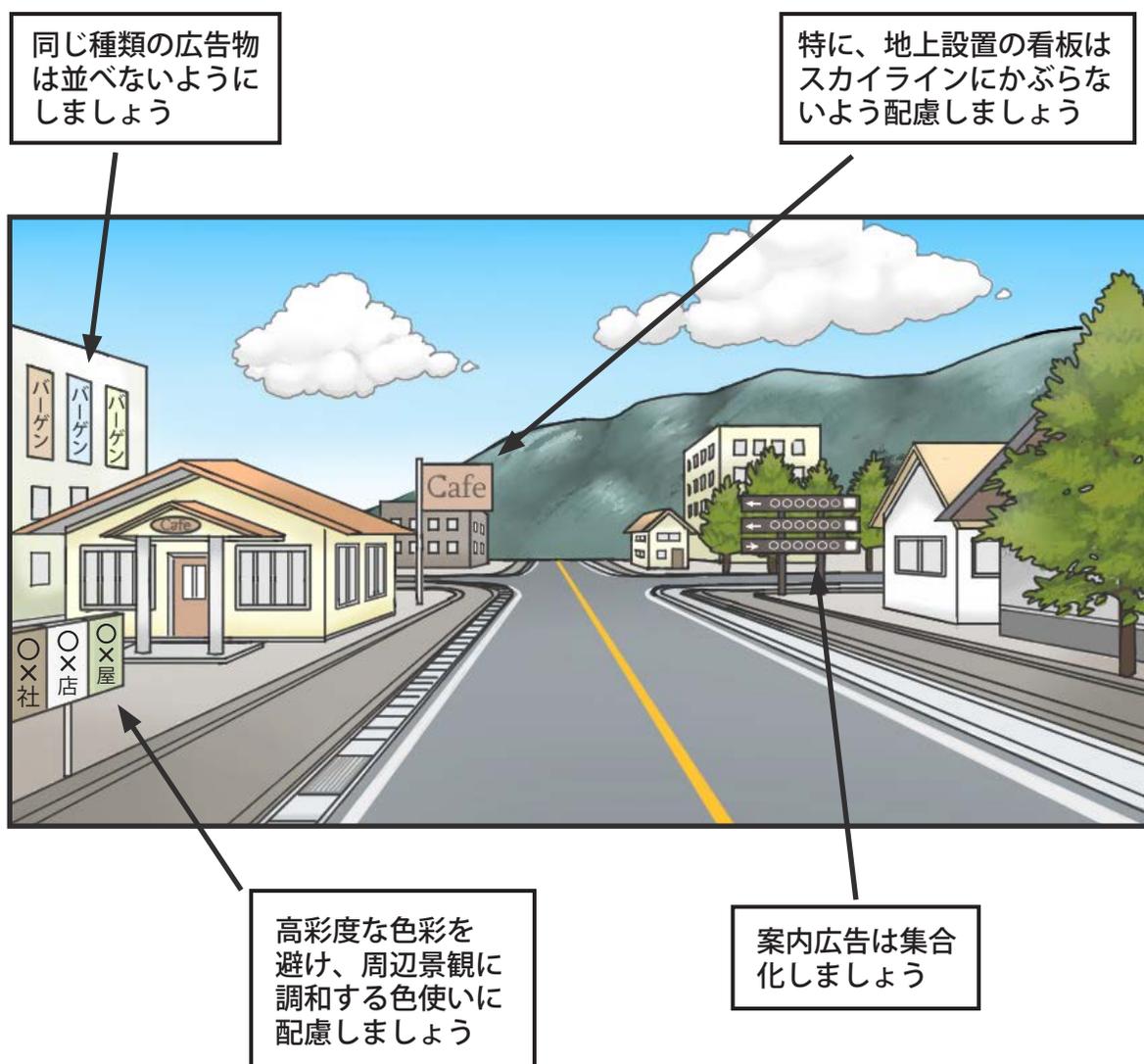
○基本方針

- ・ 広告物設置は、必要最小限とし設置の際は、総量規制を守り、集合化することにより周囲の景観を阻害しないようにしましょう。
- ・ サイズを抑え、落ち着いた色彩とし、「三風モデルデザイン」(上伊那統一モデル)の使用を検討しましょう。

※ 19p

○景観形成住民協定地区内では（5p・6p 規制図①～⑬）

市内には、現在12か所の「景観形成住民協定」が締結されており、各地区ごとに景観に関する基準が定められています。これらの地区内で広告物を表示し、設置する場合は事前に地元との協議が必要となります。



② 第4種規制地域（市街地エリア）

○地域目標

市街地エリアでは、人々を惹きつける活気と魅力が溢れるまち並みを形成するとともに来訪者がおもてなしを感じる景観づくりを目指します。

○基本方針

- ・まちに調和し、まち並みの連続性を作るような広告物を考えましょう。
- ・歩行者の視点からわかりやすく、まちの賑わいを演出する広告物を考えましょう。



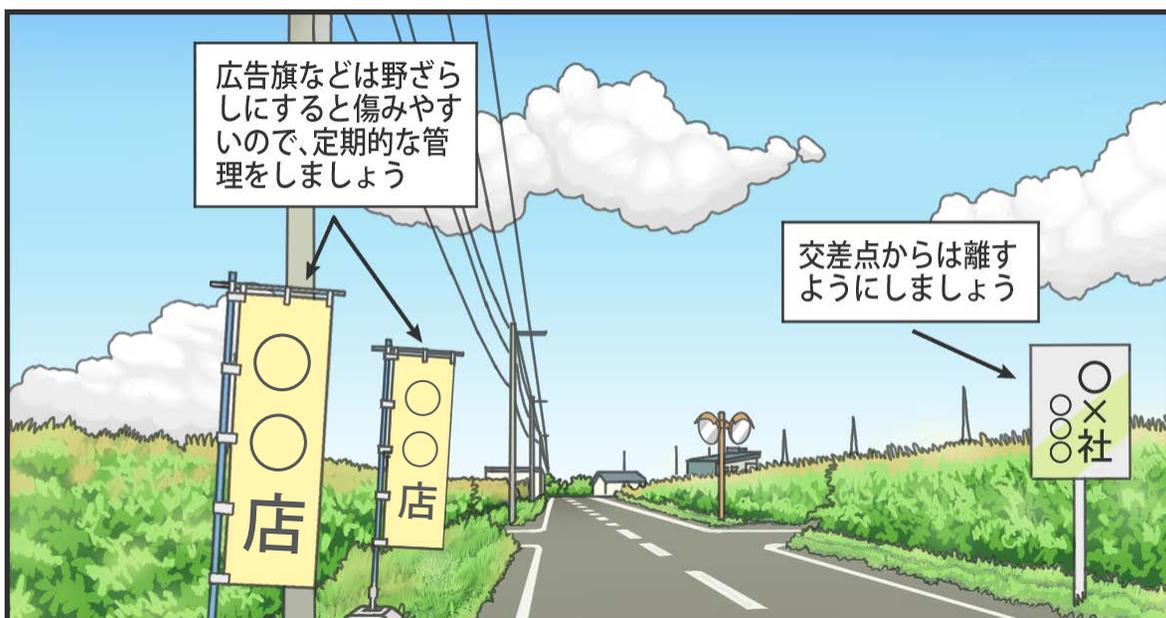
③ 第1種規制地域から第4種規制地域に属さないエリア（田園・山岳など）

○地域目標

田園・山岳エリアでは、伊那市らしい景観が広がっています。特に田園エリアは、市民の生活エリアでもあり、のどかな田園景観と調和するよう、このエリアへの広告物設置は必要最小限とし、周辺の景観を阻害しないようにしましょう。

○基本方針

- ・掲出する場合は、必要最小限とし、淡い色彩で景観に調和するように考えましょう。
- ・配置に注意し、道路景観の阻害とならないように配置しましょう。

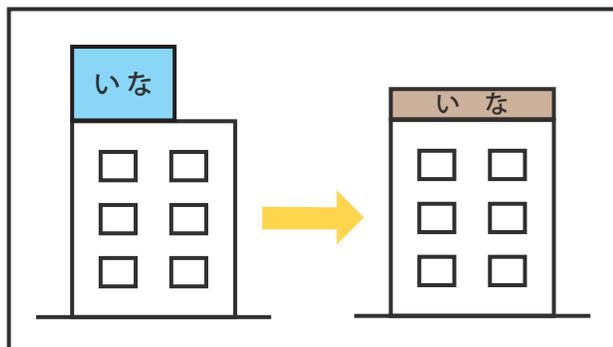


(3) 各広告物のガイドライン

① 屋上広告物

周辺から突出した屋上広告物は、伊那市の自然豊かな景観に好ましいものではありません。

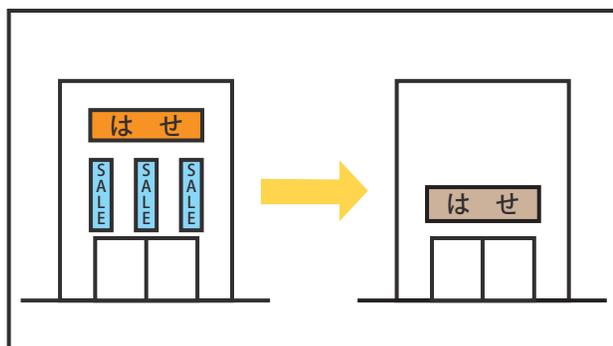
なるべく建物と一体になるよう工夫し、周辺の建物との調和を図りましょう。



② 壁面広告物

建物の外壁の一部と捉えて、建物の外壁面のデザインと一体となるような形状、配置を心掛けてください。

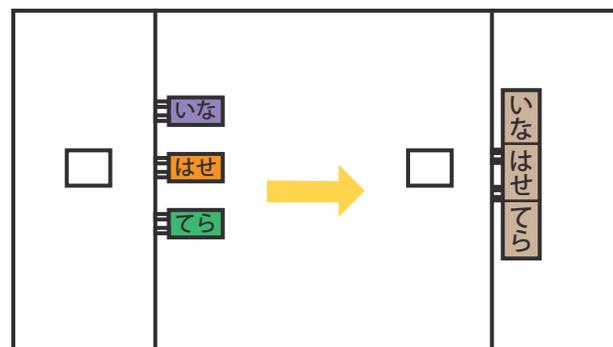
建物の壁面全体を広告物にしないよう周囲の景観に配慮しましょう。



③ 袖看板

沿道に飛び出た建物の壁面の一部と捉えて、まち並み景観に配慮し、近隣の突出し広告物との調和を心がけてください。

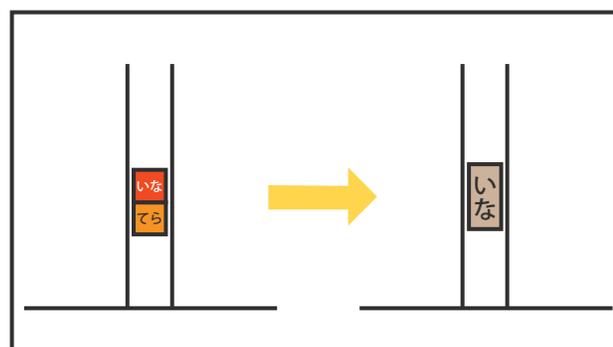
近隣の突出広告物と設置位置や突出し幅、形状などをそろえましょう。



④ 電柱又は街路灯に設置される看板

文字量の制限があるので、わかりやすいシンプルな内容としましょう。

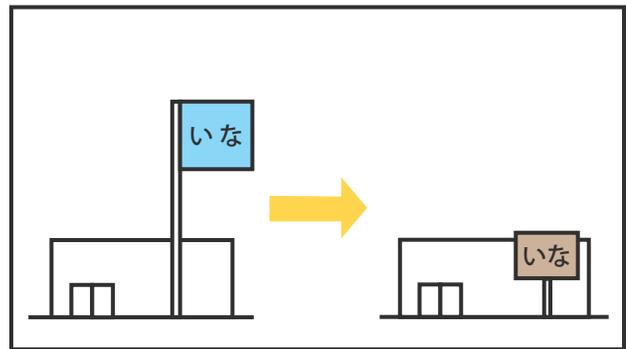
同じ内容の看板が道路沿いに連続しないよう最小限の配置としましょう。



⑤ 地上に設置する広告物等（自己用）

建物がつくる一定の秩序から抜け出した状態と捉えて、まち並みへの影響や道行く人や車への圧迫感ができるだけ小さくなるような形状配置を心掛けてください。

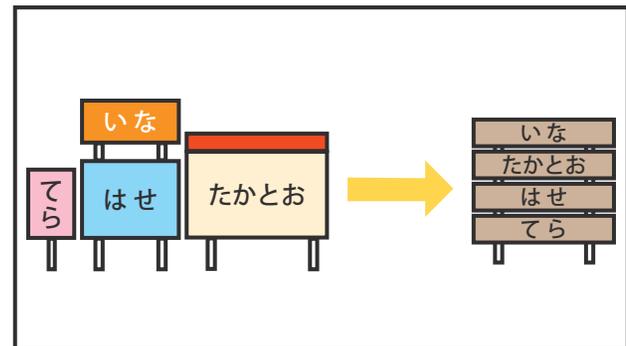
むやみに高くしても、却って車や歩行者から見えにくくなる場合がありますので、注意しましょう。



地上に設置する広告物（非自己用）

誘導用の広告物として郊外の交差点などに設置される傾向があります。

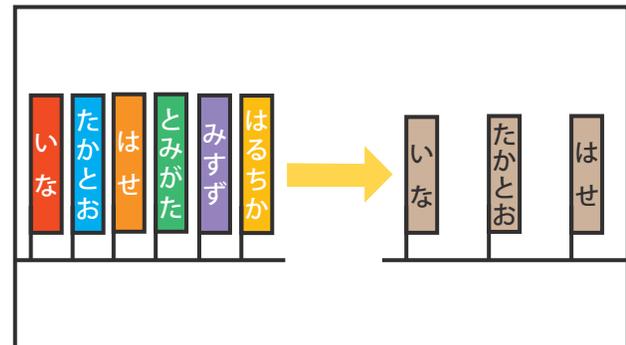
設置は、必要最小限とし、できる限り交差点から離して設置しましょう。沿道で、広告旗(のぼり旗)を使用する場合は、風にさらされやすく傷みやすいので必要最低限とし、定期的に管理しましょう。



⑥ 広告旗（自己用敷地内）

店舗等で一か所に多数の広告旗が設置されると、煩雑な印象を与えます。

歩行者の安全を阻害しない大きさ、高さ、設置位置とし、掲出数を抑えるよう心掛けてください。



伊那市屋外広告物条例のしおり

発行年月日	令和4年6月1日
改正日	令和4年7月1日
発行	伊那市
編集	伊那市 建設部 都市整備課
	〒396-8617
	長野県伊那市下新田 3050 番地
	電話：0265-78-4111（代表）（内線 2521）
	FAX：0265-78-8100
	E-Mail：tos@inacity.jp



